

議案第 58 号

城里町犯罪被害者等支援条例の制定について

城里町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 2 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 7 年 月 日

令和7年城里町条例第 号

城里町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進を図り、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による被害を受けた後に、配慮に欠ける言動、誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (5) 関係機関 国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に關係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に、かつ、途切れることなく行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、二次的被害の防止に十分配慮して行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するものとする。

- 2 町は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の充実に努めるものとする。

(町民及び事業者の責務)

第5条 町民及び事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の重要性についての理解を深め、町及び関係機関が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その従業者である犯罪被害者等が被害に係る刑事に関する手続等に適切に関与することができるようするため、その就労に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになるため、犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談に応じ、必要な情

報の提供及び助言を行い、並びに関係機関との連絡調整を図るものとする。

(見舞金の支給等)

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 見舞金の支給その他経済的負担の軽減を図るために必要な支援を行うこと。
- (2) 心理的なケアの実施その他精神的な被害の早期の回復又は軽減を図るために必要な支援を行うこと。
- (3) 従前の住居に居住することが困難となった場合における一時的な住居の提供その他居住の安定を図るために必要な支援を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援を行うこと。

(安全の確保)

第8条 町は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第9条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発活動)

第10条 町は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害の防止の重要性について、町民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第11条 町は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるようにするため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(意見等の反映)

第12条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 町は、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 59 号

上入野地区農業集落排水処理施設の公共下水道への統合に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

上入野地区農業集落排水処理施設の公共下水道への統合に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

城里町長 上遠野 修

令和 7 年 12 月 日

令和7年城里町条例第 号

上入野地区農業集落排水処理施設の公共下水道への統合に伴う関係条例の整理 に関する条例

(城里町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 城里町下水道事業の設置等に関する条例（令和3年城里町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号の表中「上入野地区農業集落排水処理施設」の項を削り、同項第2号中「432ヘクタール」を「376ヘクタール」に改め、同項第3号中「6,480人」を「5,260人」に改め、同項第4号中「2,131.9立方メートル」を「1,756.1立方メートル」に改める。

附則に次の1項を加える。

(農業集落排水を公共下水道に統合する場合の経過措置)

9 農業集落排水事業に係る処理区域を公共下水道に統合する場合において、その日の前日までに城里町農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成17年城里町条例第138号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（公共下水道に統合される農業集落排水事業に係る処理区域内においてなされたものに限る。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(城里町公共下水道条例の一部改正)

第2条 城里町公共下水道条例（平成17年城里町条例第135号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(農業集落排水を公共下水道に統合する場合の経過措置)

4 農業集落排水事業に係る処理区域を公共下水道に統合する場合において、その日の前日までに城里町農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成17年城里町条例第138号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（公共下水道に統合される農業集落排水事業に係る処理区域内（次項において「統合区域内」という。）においてなされたものに限る。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 前項の規定にかかわらず、農業集落排水事業に係る処理区域を公共下水道に統合する日（以下「統合日」という。）前から継続する公共下水道（統合区域内に属していたものに限る。）の使用で、統合日の属する月に使用料の額が確定するものについては、なお従前の例による。

(城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第3条 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年城里町条例第136号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人」を「当該土地の所有者及び地上権等を有する者のうちから、これらの者が協議して定めた者」に改める。

第6条中「受益者」を「前条第1項の規定により告示された賦課対象区域内の土地に係る受益者」に、「前条の告示の日以後において町長が定める日までに、納付人を、さらに第1、第4負担区内の受益者にあってはその所有する土地の地積等について」を「負担金の算定に必要な事項を町長が定めるところにより」に改める。

附則に次の2項を加える。

(農業集落排水を公共下水道に統合する場合の経過措置)

3 農業集落排水事業に係る処理区域を公共下水道に統合する場合において、その日の前日までに城里町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成17年城里町条例第139号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（公共下水道に統合される農業集落排水事業に係る処理区域内（次項において「統合区域内」という。）においてなされたものに限る。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 前項の規定にかかわらず、農業集落排水事業に係る処理区域を公共下水道に統合する日の前日までに城里町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の規定により定めた分担金（統合区域内において賦課されたものに限る。）については、なお従前の例による。

別表中「磯野」の次に「、上入野」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

城里町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行																																	
第1条・第2条 (略) (経営の基本)	第1条・第2条 (略) (経営の基本)																																	
第3条 (略)	第3条 (略)																																	
2 (略)	2 (略)																																	
3 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) 農業集落排水処理施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。	3 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) 農業集落排水処理施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>処理区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北方高久地区農業集落排水処理施設</td><td>城里町大字北方</td><td>城里町大字北方、高久</td></tr> <tr> <td>常北青山地区農業集落排水処理施設</td><td>城里町大字下青山</td><td>城里町大字上青山、下青山、春園、小坂、勝見沢、石塚の一部</td></tr> <tr> <td>孫根地区農業集落排水処理施設</td><td>城里町大字孫根</td><td>城里町大字孫根、錫高野の一部</td></tr> <tr> <td>古内地区農業集落排水処理施設</td><td>城里町大字下古内</td><td>城里町大字上古内、下古内</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	処理区域	北方高久地区農業集落排水処理施設	城里町大字北方	城里町大字北方、高久	常北青山地区農業集落排水処理施設	城里町大字下青山	城里町大字上青山、下青山、春園、小坂、勝見沢、石塚の一部	孫根地区農業集落排水処理施設	城里町大字孫根	城里町大字孫根、錫高野の一部	古内地区農業集落排水処理施設	城里町大字下古内	城里町大字上古内、下古内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>処理区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上入野地区農業集落排水処理施設</td><td>城里町大字上入野</td><td>城里町大字上入野</td></tr> <tr> <td>北方高久地区農業集落排水処理施設</td><td>城里町大字北方</td><td>城里町大字北方、高久</td></tr> <tr> <td>常北青山地区農業集落排水処理施設</td><td>城里町大字下青山</td><td>城里町大字上青山、下青山、春園、小坂、勝見沢、石塚の一部</td></tr> <tr> <td>孫根地区農業集落排水処理施設</td><td>城里町大字孫根</td><td>城里町大字孫根、錫高野の一部</td></tr> <tr> <td>古内地区農業集落排水処理施設</td><td>城里町大字下古内</td><td>城里町大字上古内、下古内</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	処理区域	上入野地区農業集落排水処理施設	城里町大字上入野	城里町大字上入野	北方高久地区農業集落排水処理施設	城里町大字北方	城里町大字北方、高久	常北青山地区農業集落排水処理施設	城里町大字下青山	城里町大字上青山、下青山、春園、小坂、勝見沢、石塚の一部	孫根地区農業集落排水処理施設	城里町大字孫根	城里町大字孫根、錫高野の一部	古内地区農業集落排水処理施設	城里町大字下古内	城里町大字上古内、下古内
名称	位置	処理区域																																
北方高久地区農業集落排水処理施設	城里町大字北方	城里町大字北方、高久																																
常北青山地区農業集落排水処理施設	城里町大字下青山	城里町大字上青山、下青山、春園、小坂、勝見沢、石塚の一部																																
孫根地区農業集落排水処理施設	城里町大字孫根	城里町大字孫根、錫高野の一部																																
古内地区農業集落排水処理施設	城里町大字下古内	城里町大字上古内、下古内																																
名称	位置	処理区域																																
上入野地区農業集落排水処理施設	城里町大字上入野	城里町大字上入野																																
北方高久地区農業集落排水処理施設	城里町大字北方	城里町大字北方、高久																																
常北青山地区農業集落排水処理施設	城里町大字下青山	城里町大字上青山、下青山、春園、小坂、勝見沢、石塚の一部																																
孫根地区農業集落排水処理施設	城里町大字孫根	城里町大字孫根、錫高野の一部																																
古内地区農業集落排水処理施設	城里町大字下古内	城里町大字上古内、下古内																																
(2) 排水区域面積は、 <u>376ヘクタール</u> とする。 (3) 排水人口は、 <u>5,260人</u> とする。 (4) 1日最大処理能力は、 <u>1,756.1立方メートル</u> とする。	(2) 排水区域面積は、 <u>432ヘクタール</u> とする。 (3) 排水人口は、 <u>6,480人</u> とする。 (4) 1日最大処理能力は、 <u>2,131.9立方メートル</u> とする。																																	
第4条～第7条 (略)	第4条～第7条 (略)																																	
附 則	附 則																																	
1～8 (略)	1～8 (略)																																	

(農業集落排水を公共下水道に統合する場合の経過措置)

9 農業集落排水事業に係る処理区域を公共下水道に統合する場合において、その日の前日までに城里町農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成17年城里町条例第138号）の規定によりなされた处分、手続その他の行為（公共下水道に統合される農業集落排水事業に係る処理区域内においてなされたものに限る。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

城里町公共下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	現 行
<p>附 則 1～3 (略) <u>(農業集落排水を公共下水道に統合する場合の経過措置)</u> 4 <u>農業集落排水事業に係る処理区域を公共下水道に統合する場合において、その日の前日までに城里町農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成17年城里町条例第138号）の規定によりなされた处分、手続その他の行為（公共下水道に統合される農業集落排水事業に係る処理区域内（次項において「統合区域内」という。）においてなされたものに限る。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</u> 5 <u>前項の規定にかかわらず、農業集落排水事業に係る処理区域を公共下水道に統合する日（以下「統合日」という。）前から継続する公共下水道（統合区域内に属していたものに限る。）の使用で、統合日の属する月に使用料の額が確定するものについては、なお従前の例による。</u> 附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 1～3 (略) (追加) (追加)</p>

城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	現 行
<p>第1条 (略) (受益者)</p> <p>第2条 この条例において、「受益者」とは事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内の第1，第4負担区の区域内に存する土地の所有者及び第2，第3負担区の区域内に在する建物の所有者又は事業主等をいう。ただし、第1，第4負担区内で、地上権，質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的になっている土地については、<u>当該土地の所有者及び地上権等を有する者のうちから、これらの者が協議して定めた者</u>をいう。また、第2，第3負担区内の建物の所有者と当該建物の所在する土地の所有者が異なるとき、又は当該建物に質権等の権利を有している者（以下「権利者」という。）がある場合には、建物の所有者は、土地所有者又は権利者と協議の上、いずれかの者を定めて申告した者を受益者とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3条～第5条 (略) (受益者の申告)</p> <p>第6条 <u>前条第1項の規定により告示された賦課対象区域内の土地に係る受益者は、負担金の算定に必要な事項を町長が定めるところにより申告しなければならない。</u></p> <p>第7条～第13条 (略) 附 則</p> <p>1・2 (略) (農業集落排水を公共下水道に統合する場合の経過措置)</p>	<p>第1条 (略) (受益者)</p> <p>第2条 この条例において、「受益者」とは事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内の第1，第4負担区の区域内に存する土地の所有者及び第2，第3負担区の区域内に在する建物の所有者又は事業主等をいう。ただし、第1，第4負担区内で、地上権，質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的になっている土地については、<u>それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人</u>をいう。また、第2，第3負担区内の建物の所有者と当該建物の所在する土地の所有者が異なるとき、又は当該建物に質権等の権利を有している者（以下「権利者」という。）がある場合には、建物の所有者は、土地所有者又は権利者と協議の上、いずれかの者を定めて申告した者を受益者とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3条～第5条 (略) (受益者の申告)</p> <p>第6条 <u>受益者は、前条の告示の日以後において町長が定める日までに、納付人を、さらに第1，第4負担区内の受益者にあってはその所有する土地の地積等について申告しなければならない。</u></p> <p>第7条～第13条 (略) 附 則</p> <p>1・2 (略)</p>

3 農業集落排水事業に係る処理区域を公共下水道に統合する場合において、その日の前日までに城里町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成17年城里町条例第139号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（公共下水道に統合される農業集落排水事業に係る処理区域内（次項において「統合区域内」という。）においてなされたものに限る。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 前項の規定にかかわらず、農業集落排水事業に係る処理区域を公共下水道に統合する日の前日までに城里町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の規定により定めた分担金（統合区域内において賦課されたものに限る。）については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

負担区	区域	負担金の額
第1負担区	大字石塚、那珂西、上泉、上青山の一部、下青山の一部、増井の一部、春園の一部	1平方メートル当たり 500円
第2負担区	大字栗、阿波山	受益者一世帯又は、一事業所当たり 330,000円
第3負担区	大字上坪、下坪、下阿野沢、上阿野沢、御前山、高根台、高根	受益者一世帯又は、一事業所当たり 340,000円
第4負担区	大字増井の一部、磯野、 <u>上入野</u>	1平方メートル当たり 500円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(追加)

(追加)

別表（第4条関係）

負担区	区域	負担金の額
第1負担区	大字石塚、那珂西、上泉、上青山の一部、下青山の一部、増井の一部、春園の一部	1平方メートル当たり 500円
第2負担区	大字栗、阿波山	受益者一世帯又は、一事業所当たり 330,000円
第3負担区	大字上坪、下坪、下阿野沢、上阿野沢、御前山、高根台、高根	受益者一世帯又は、一事業所当たり 340,000円
第4負担区	大字増井の一部、磯野	1平方メートル当たり 500円

議案第 60 号

城里町道の駅かつらの設置及び管理に関する条例の制定について

城里町道の駅かつらの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 日 提出

城里町長 上遠野 修

令和 7 年 月 日

令和7年城里町条例第 1号

城里町道の駅かつらの設置及び管理に関する条例 (設置)

第1条 道路利用者に対し、休憩場所を提供するとともに、農林水産資源の多目的利用を推進し、地域で生産される農産物、加工品、食事等を消費者に直接販売、提供することにより、農家の所得向上、観光の振興及び地域活性化に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規程に基づき、道の駅かつら（以下「道の駅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
道の駅かつら	城里町大字御前山50番地の10

(施設)

第3条 道の駅の施設は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場
- (2) トイレ
- (3) 情報発信施設
- (4) 広場
- (5) 農産物等販売施設
- (6) 加工・飲食施設
- (7) その他付随する施設

(事業)

第4条 道の駅において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 道路利用者への休憩の場の提供に関する事。
- (2) 観光及び地域情報の発信に関する事。
- (3) 地元農産物及び加工品並びに飲食物等の販売提供に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(指定管理者による管理)

第5条 道の駅の管理運営は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次の業務を行う。

- (1) 道の駅の維持及び管理に関する事。
- (2) 第4条各号に掲げる事業に関する事。
- (3) 道の駅の利用許可等に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた業務に関する事。

(利用の許可)

第7条 第3条に規定する施設の全部または一部を占用して利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、道の駅の管理上必要と認める条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、道の駅を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 道の駅の施設、設備等を破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金)

第9条 第7条に規定する施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に規定する利用料金等を納入しなければならない。

- 2 道の駅の利用等に係る料金は、指定管理者があらかじめ別表に規定する利用料金等の範囲内で町長の承認を得て定めるところによる。
- 3 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て、利用料金等を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の収受)

第10条 納付された利用料金等は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受されるものとする。

(利用料金の返還)

第11条 既に納入した利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用できなくなったときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、故意又は重大な過失により道の駅の施設、設備、備品等を破損又は滅失したときは、指定管理者の指示に従い当該施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する道の駅の施設又は設備を損傷し、又は汚損したときはそれによって生じた損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理をしなくなった道の駅の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可の取消等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は中止させることができる。

- (1) 第7条の規定に基づき利用の許可を受けたものが、第8条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の、施行の前日までに、城里町特産品直売センターかつらの設置及び管理に関する条例（平成 17 年城里町条例第 117 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（城里町公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正）

3 城里町公共施設の暴力排除に関する条例（平成 20 年城里町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表中「城里町特産品直売センターかつらの設置及び管理に関する条例（平成 17 年城里町条例第 177 号）」を削り、同表に次のように加える。

城里町道の駅かつらの設置及び管理に関する条例（令和 7 年城里町条例第●号）

（城里町特産品直売センターかつらの設置及び管理に関する条例の廃止）

4 城里町特産品直売センターかつらの設置及び管理に関する条例（平成 17 年城里町条例第 177 号）は、廃止する。

別表（第 9 条関係）

年会費及び利用料

	区分	年会費	利用料
農産物等直売	登録会員	5,000 円	販売額の 15%
加工・土産品等	登録会員以外		指定管理者との個別契約による

施設利用料

区分	利用料金	備考
飲食施設、駐車場、広場、その他付随する施設	指定管理者との個別契約による	城里町行政財産使用料徴収条例（平成 17 年城里町条例第 52 号）及び、城里町使用料及び手数料条例（平成 17 年城里町条例第 53 号）に規定する範囲内で、指定管理者が定める額

議案第 61 号

城里町カスタマーハラスメント防止条例の制定について

城里町カスタマーハラスメント防止条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 2 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 7 年 月 日

令和7年城里町条例第 1号

城里町カスタマーハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、顧客等からのカスタマーハラスメントが就業者的心身に重大な影響を及ぼすとともに、事業者の事業活動の継続等を害するおそれがあることに鑑み、カスタマーハラスメントの防止に関し基本的な事項を定め、もって豊かで安心した町民生活の充実と町の経済活動の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 町の区域内において事業等（非営利目的の活動を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体（国や地方公共団体を含む。）又は個人をいう。
- (2) 就業者 町の区域内において業務に従事する者（顧客等と直接の契約関係にあるか否かを問わず、事業者の役員若しくは使用人その他の従業者又は個人）をいう。
- (3) 顧客等 就業者から物品又は役務の提供（公共サービスを含む。）を受け、又は受けける可能性のある者又は就業者の業務に關係する利害関係者をいう。
- (4) カスタマーハラスメント 顧客等から就業者に対して行われる暴行、脅迫、その他の違法な行為又は正当な理由のない過度な要求、暴言、長時間の拘束等で社会通念上許容される範囲を超える、就業環境が害される行為をいう。

(基本理念)

第3条 カスタマーハラスメントの防止対策は、顧客等、事業者等、町民それぞれの主体的な取組により推進されなければならない。

2 カスタマーハラスメントの防止対策は、事業者と顧客等が良好な関係の下で、事業者の安定的な事業活動の継続及び就業者的心身の健康保持及び就業環境の充実が図られるよう努めるものとする。

3 カスタマーハラスメントの防止対策は、顧客等の要望の申出や権利が不当に妨げられることのないよう配慮しなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念に即して、カスタマーハラスメントの防止対策について、事業者及び就業者への啓発、情報提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(顧客等の責務)

第5条 顧客等は、カスタマーハラスメント防止への理解を深め、カスタマーハラスメントを行ってはならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、町が実施するカスタマーハラスメントの防止対策に協力するとともに、就業者からの相談に応じ、必要かつ適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(就業者の責務)

第7条 就業者は、事業者が実施するカスタマーハラスメント防止の取組に協力するとともに、カスタマーハラスメントの防止に資する行動をとるよう努めるものとする。

(関係機関との連携)

第8条 町は、カスタマーハラスメントの防止対策に当たり、必要に応じて関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

城里町公の施設における指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び城里町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年城里町条例第56号）第3条の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 公の施設名称 ○城里町健康増進施設 ホロルの湯
○城里町総合野外活動センター（2施設）
　・城里町家族旅行村「藤井川ダムふれあいの里」
　・グリーン桂うぐいすの里
○城里町七会町民センター

2 指定管理者 城里町大字上入野4384番地
一般財団法人 城里町開発公社 代表理事 上遠野 修

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月 2日 提出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

議案第63号

令和7年度城里町一般会計補正予算（第4号）

令和7年度城里町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148, 238千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13, 973, 855千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年12月 2日 提出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		891	125	1,016
	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	891	125	1,016
16. 国 庫 支 出 金		2,122,632	17,220	2,139,852
	1. 国 庫 負 担 金	812,572	17,044	829,616
	2. 国 庫 補 助 金	1,306,380	176	1,306,556
17. 県 支 出 金		635,998	20,060	656,058
	1. 県 負 担 金	364,902	7,216	372,118
	2. 県 補 助 金	188,367	12,844	201,211
18. 財 産 収 入		14,730	1,376	16,106
	1. 財 産 運 用 収 入	11,934	1,376	13,310
19. 寄 附 金		100,203	71	100,274
	1. 寄 附 金	100,203	71	100,274
20. 繰 入 金		775,070	59,429	834,499
	2. 基 金 繰 入 金	770,625	59,429	830,054
22. 諸 収 入		140,845	22,957	163,802
	2. 預 金 利 子	1,628	665	2,293
	5. 雜 入	130,201	22,292	152,493
23. 町 債		2,602,700	27,000	2,629,700
	1. 町 債	2,602,700	27,000	2,629,700
歳 入 合 計		13,825,617	148,238	13,973,855

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議 会 費		106,595	70	106,665
	1. 議 会 費	106,595	70	106,665
2. 総 務 費		2,025,551	9,633	2,035,184
	1. 総 務 管 理 費	1,627,454	3,931	1,631,385
	2. 徴 税 費	224,758	5,403	230,161
	3. 戸 稽 住 民 基 本 台 帳 費	87,531	167	87,698
	4. 選 挙 費	73,026	132	73,158
3. 民 生 費		2,910,547	68,399	2,978,946
	1. 社 会 福 祉 費	1,838,895	52,607	1,891,502
	2. 児 童 福 祉 費	1,071,652	15,792	1,087,444
4. 衛 生 費		795,116	3,370	798,486
	1. 保 健 衛 生 費	373,450	3,047	376,497
	2. 清 掃 費	303,463	323	303,786
5. 農 林 水 産 業 費		570,897	12,111	583,008
	1. 農 業 費	549,283	12,070	561,353
	2. 林 業 費	21,614	41	21,655
6. 商 工 費		2,475,737	11,989	2,487,726
	1. 商 工 費	2,475,737	11,989	2,487,726
7. 土 木 費		2,379,283	32,506	2,411,789
	2. 道 路 橋 梁 費	1,104,006	26,417	1,130,423
	4. 都 市 計 画 費	582,394	5,389	587,783
	5. 住 宅 費	444,570	700	445,270

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 教育費		1,131,868	10,160	1,142,028
	1. 教育総務費	241,694	89	241,783
	2. 小学校費	171,351	1,841	173,192
	3. 中学校費	168,176	28	168,204
	4. 社会教育費	332,378	△ 768	331,610
	5. 保健体育費	218,269	8,970	227,239
歳出合計		13,825,617	148,238	13,973,855

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ペーパレス化システム運用管理支援業務	令和7年度から令和8年度まで	1,600
会議録検索システム管理運用委託業務（単価契約）	令和7年度から令和8年度まで	800
広報しろさと印刷製本業務	令和7年度から令和8年度まで	4,900
広報しろさとお知らせ版印刷製本業務	令和7年度から令和8年度まで	1,500
城里町地域活性化イベント等補助	令和7年度から令和8年度まで	1,200
城里町健康増進施設ホロルの湯汚水処理施設維持管理業務	令和7年度から令和8年度まで	7,100
城里町P R 動画映画館放映料	令和7年度から令和8年度まで	3,700
道の駅かつらふれあい広場河川周辺除草工事	令和7年度から令和8年度まで	4,600
公用バス運転委託業務	令和7年度から令和8年度まで	8,100
環境センター収集運搬委託業務	令和7年度から令和8年度まで	45,700
環境センター焼却残渣処分委託業務	令和7年度から令和8年度まで	23,600
環境センターばい煙・ダイオキシン類測定委託業務	令和7年度から令和8年度まで	2,700
環境センター焼却残渣運搬処理委託業務	令和7年度から令和8年度まで	7,700
環境センター指定袋及び指定ごみ処理券（シール）取扱事務委託業務	令和7年度から令和8年度まで	2,200

事 項	期 間	限 度 額
環境センター使用薬品購入（単価契約）	令和7年度から令和8年度まで	20,600
衛生センター水質測定業務	令和7年度から令和8年度まで	1,000
衛生センター使用薬品購入（単価契約）	令和7年度から令和8年度まで	13,900
常北保健福祉センタートレーニング指導委託業務	令和7年度から令和8年度まで	2,700
城里町営住宅管理修繕委託業務	令和7年度から令和8年度まで	52,000
城里町立小中学校ICT支援業務	令和7年度から令和8年度まで	2,700
城里町立小中学校ICT総合サポート業務	令和7年度から令和8年度まで	3,100
城里町立小中学校学習支援ソフトライセンス賃貸借	令和7年度から令和8年度まで	3,800
城里町立中学校部活動連携事業送迎委託業務	令和7年度から令和8年度まで	5,600
城里町立常北小学校児童送迎委託業務	令和7年度から令和8年度まで	1,300
第21回城里町ふれあいの船事業	令和7年度から令和8年度まで	15,100

第3表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合 併 特 例 事 業	357,900				379,300			
脱 炭 素 化 推 進 事 業	67,000				72,600			
計	2,602,700				2,629,700			

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1. 総 括

歳 入

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	891	125	1,016
16. 国 庫 支 出 金	2,122,632	17,220	2,139,852
17. 県 支 出 金	635,998	20,060	656,058
18. 財 産 収 入	14,730	1,376	16,106
19. 寄 附 金	100,203	71	100,274
20. 繰 入 金	775,070	59,429	834,499
22. 諸 収 入	140,845	22,957	163,802
23. 町 債	2,602,700	27,000	2,629,700
歳 入 合 計	13,825,617	148,238	13,973,855

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議 会 費	106,595	70	106,665				70
2. 総 務 費	2,025,551	9,633	2,035,184	133		1,228	8,272
3. 民 生 費	2,910,547	68,399	2,978,946	25,721		733	41,945
4. 衛 生 費	795,116	3,370	798,486				3,370
5. 農 林 水 産 業 費	570,897	12,111	583,008	8,724		53	3,334
6. 商 工 費	2,475,737	11,989	2,487,726		△1,400	1,562	11,827
7. 土 木 費	2,379,283	32,506	2,411,789	△2	21,400		11,108
9. 教 育 費	1,131,868	10,160	1,142,028		7,000	160	3,000
歳 出 合 計	13,825,617	148,238	13,973,855	34,576	27,000	3,736	82,926

2. 歳 入

(款) 10. 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(項) 1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(単位 千円)

目	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	891	125	1,016	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	125	国有提供施設等所在市町村助成交付金
計	891	125	1,016			

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	767,778	17,044	784,822	3. 障害者福祉費負担金	16,866	自立支援給付費負担金 自立支援(障害児)給付費負担金 自立支援(障害児)給付費負担金(過年度分)	7,186 7,185 2,495
				4. 児童福祉費負担金	178	児童手当負担金(過年度分)	
計	812,572	17,044	829,616				

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	948,817	133	948,950	1. 総務費補助金	133	個人番号カード交付事務費補助金	
2. 民生費国庫補助金	49,873	45	49,918	2. 児童福祉費補助金	45	子ども・子育て支援交付金	
4. 土木費国庫補助金	252,709	△2	252,707	1. 土木費補助金	△2	防災安全交付金(防災安全)	
計	1,306,380	176	1,306,556				

(款) 17. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 民生費県負担金	364,116	7,216	371,332	3. 障害者福祉費負担金	7,185	自立支援給付費負担金 自立支援(障害児)給付費負担金	3,593 3,592
				5. 児童福祉費負担金	31	児童手当負担金(過年度分)	
計	364,902	7,216	372,118				

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	91,237	4,120	95,357	3. 医療福祉費補助金	4,075	医療福祉費医療費補助金	
				5. 児童福祉費補助金	45	子ども・子育て支援交付金	
4. 農林水産業費県補助金	45,803	8,724	54,527	2. 農業振興費補助金	8,724	農地集積協力金	
計	188,367	12,844	201,211				

(款) 18. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 利子及び配当金	7,577	1,376	8,953	1. 利子及び配当金	1,376	土地開発基金利子 176 減債基金利子 238 ふるさと水と土保全基金利子 2 地域福祉振興基金利子 120 番場まつの福祉基金利子 6 奨学基金利子 14 児童生徒善行賞基金利子 1 繁殖牛導入事業基金利子 10 公共施設等総合管理基金利子 694 森林環境譲与税基金利子 41 那珂川のほとり教育支援基金利子 74
計	11,934	1,376	13,310			

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

3. 教育寄附金	1	71	72	1. 教育寄附金	71	教育寄附金
計	100,203	71	100,274			

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	418,955	59,429	478,384	1. 財政調整基金繰入金	59,429	財政調整基金繰入金
計	770,625	59,429	830,054			

(款) 22. 諸収入

(項) 2. 預金利子

1. 預金利子	1,628	665	2,293	1. 預金利子	665	町預金利子
計	1,628	665	2,293			

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雜入

8. 雜入	63,876	22,292	86,168	4. 雜入	22,292	後期高齢者健診負担金 680 後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算金 20,003
-------	--------	--------	--------	-------	--------	--

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説明
				区分	金額	
						後期高齢者健診（追加項目）特別調整交付 金 補償金
計	130,201	22,292	152,493			47 1,562

(款) 23. 町債

(項) 1. 町債

1. 総務債	1,974,600	27,000	2,001,600	1. 合併特例事業債	21,400	合併特例事業債
				4. 脱炭素化推進事業債	5,600	脱炭素化推進事業債
計	2,602,700	27,000	2,629,700			

3. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 議会費	106,595	70	106,665				70	10. 需用費	70	印刷製本費
計	106,595	70	106,665				70			

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	541,646	1,482	543,128				1,482	1. 報酬	77	会計年度任用職員
								3. 職員手当等	605	勤勉手当 退職手当組合負担金（一般職） 期末手当（会計年度任用職員） 勤勉手当（会計年度任用職員）
								4. 共済費	800	職員共済組合負担金（一般職）
3. 財政管理費	326,827	1,052	327,879			1,052		24. 積立金	1,052	減債基金 地域福祉振興基金 公共施設等総合管理基金
5. 財産管理費	155,936	176	156,112			176		27. 繰出金	176	土地開発基金繰出金
7. 企画費	268,073	478	268,551				478	11. 役務費	478	広告料
9. 交通安全対策費	15,924	400	16,324				400	19. 扶助費	400	犯罪被害者等見舞金
10. 町民センター費	80,635	343	80,978				343	1. 報酬	33	会計年度任用職員
								10. 需用費	310	光熱水費
計	1,627,454	3,931	1,631,385			1,228	2,703			

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴稅費

2. 賦課徵収費	68,180	5,403	73,583				5,403	11. 役務費	954	通信運搬費
								22. 償還金 、利子 及び割 引料	4,449	過誤納還付金
計	224,758	5,403	230,161				5,403			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 財 源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 戸籍住民 基本台帳 費	87,531	167	87,698	133			34	11. 役務費	14	通信運搬費
計	87,531	167	87,698	133			34	17. 備品購 入 費	153	機械器具購入

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

4. 町議会議 員選挙費	32,528	132	32,660				132	13. 使用料 及び賃 借 料	132	バス借上料
計	73,026	132	73,158				132			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉 総務費	271,789	6	271,795			6	24. 積立金	6	番場まつの福祉基金
3. 高齢者福 祉 費	483,394	356	483,750			356	27. 繰出金	356	介護保険特別会計（保険事業勘定） 繰出金
4. 医療福祉 費	113,464	12,476	125,940	4,075		8,401	19. 扶助費	11,052	医療費現物分 8,150 医療費現物分（特例分） 2,800 医療費現金分（特例分） 102
5. 障害者福 祉 費	592,614	34,963	627,577	21,556		13,407	22. 償還金 、利子 及び割 引 料	1,424	県補助金返還金
							19. 扶助費	28,333	自立支援給付費 13,962 自立支援（障害児）給付費 14,371
							22. 償還金 、利子 及び割 引 料	6,630	国庫負担金返還金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
7.後期高齢者医療給付費	367,822	4,806	372,628			727	4,079	11.役務費	8	手数料
								12.委託料	786	後期高齢者健診委託
								27.繰出金	4,012	後期高齢者医療特別会計繰出金
計	1,838,895	52,607	1,891,502	25,631		733	26,243			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1.児童福祉総務費	454,671	485	455,156				485	22.償還金、利子及び割引料	485	県補助金返還金 国庫負担金返還金	42 443
2.保育所費	616,885	15,307	632,192	90			15,217	1.報酬	13	会計年度任用職員	
								3.職員手当等	137	時間外手当 期末手当(会計年度任用職員) 勤勉手当(会計年度任用職員)	135 1 1
								22.償還金、利子及び割引料	15,157	国庫補助金返還金 県補助金返還金 国庫負担金返還金 県負担金返還金	6,996 22 1,406 6,733
計	1,071,652	15,792	1,087,444	90			15,702				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1.保健衛生総務費	116,661	238	116,899				238	2.給料	1,200	一般職	
								3.職員手当等	600	期末手当(一般職) 勤勉手当	300 300
								27.繰出金	△1,562	国民健康保険特別会計(施設勘定) 繰出金	
2.予防費	82,740	2,630	85,370				2,630	22.償還金、利子及び割引料	2,630	国庫補助金返還金 国庫負担金返還金	2,053 577

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 財	般 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3.母子衛生費	12,341	166	12,507				166	22. 債還金、利子及び割引料	166	国庫補助金返還金
5.保健福祉センター費	77,847	13	77,860				13	1. 報酬	11	会計年度任用職員
								3. 職員手当等	2	期末手当(会計年度任用職員) 勤勉手当(会計年度任用職員)
									1	
計	373,450	3,047	376,497				3,047			

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

2.塵芥処理費	221,529	323	221,852				323	12. 委託料	30	リサイクルボックス管理委託
								17. 備品購入費	293	ごみ集塵箱購入
計	303,463	323	303,786				323			

(款) 5. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

3.農業振興費	123,246	8,726	131,972	8,724		2		18. 負担金、補助及び交付金	8,724	補助金 農地集積協力金
								24. 積立金	2	ふるさと水と土保全基金
5.畜産業費	15,165	10	15,175			10		27. 繰出金	10	繁殖牛導入事業基金繰出金
6.農地費	50,572	3,334	53,906				3,334	14. 工事請負費	2,808	補修工事
								18. 負担金、補助及び交付金	526	補助金 県単かんがい排水路整備補助 地元施工の土地基盤整備等事業補助
計	549,283	12,070	561,353	8,724		12	3,334			440 86

(款) 5. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 林業振興費	21,614	41	21,655			41		24. 積立金	41	森林環境譲与税基金
計	21,614	41	21,655			41				

(款) 6. 商工費

(項) 1. 商工費

1. 商工総務費	51,292	1,700	52,992				1,700	2. 納 料	1,100	一般職
								3. 職員手当等	600	期末手当 (一般職) 勤勉手当
4. 観光施設費	2,288,595	10,289	2,298,884		△1,400	1,562	10,127	14. 工事請負費	1,562	改修工事
								17. 備品購入費	8,727	施設用備品購入
計	2,475,737	11,989	2,487,726		△1,400	1,562	11,827			

(款) 7. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

1. 道路維持費	489,752	3,870	493,622				3,870	14. 工事請負費	3,520	維持補修工事
								16. 公有財産購入費	350	用地購入 (単独事業)
2. 道路新設改良費	513,847	22,547	536,394	△2	21,400		1,149	14. 工事請負費	22,547	道路改良工事
計	1,104,006	26,417	1,130,423	△2	21,400		5,019			

(款) 7. 土木費

(項) 4. 都市計画費

3. 公共下水道費	530,858	5,389	536,247				5,389	18. 負担金、補助及び交付金	1,749	補助金 下水道事業会計補助 (公共下水道)
-----------	---------	-------	---------	--	--	--	-------	-----------------	-------	--------------------------

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 財 源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								23. 投資及 び出資 金	3,640	下水道事業会計出資金 (公共下水道)
計	582,394	5,389	587,783				5,389			

(款) 7. 土木費

(項) 5. 住宅費

1. 住宅管理 費	104,021	700	104,721				700	3. 職員手 当 等	700	扶養手当 期末手当 (一般職) 通勤手当 (一般職)	500 100 100
計	444,570	700	445,270				700				

(款) 9. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	240,264	89	240,353			89		24. 積立金	75	児童生徒善行賞基金利子 那珂川のほとり教育支援基金	1 74
計	241,694	89	241,783			89		27. 繰出金	14	奨学基金利子繰出金	

(款) 9. 教育費

(項) 2. 小学校費

1. 学校管理 費	152,553	1,841	154,394				1,841	1. 報 酬	166	会計年度任用職員	
								3. 職員手 当 等	19	期末手当 (会計年度任用職員)	11
										勤勉手当 (会計年度任用職員)	8
								14. 工事請 負 費	1,656	各小学校工事	
計	171,351	1,841	173,192				1,841				

(款) 9. 教育費

(項) 3. 中学校費

1. 学校管理 費	106,360	28	106,388				28	1. 報 酬	24	会計年度任用職員	
								3. 職員手 当 等	4	期末手当 (会計年度任用職員)	2
計	168,176	28	168,204				28			勤勉手当 (会計年度任用職員)	2

(款) 9. 教育費

(項) 4. 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 財 源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2.公民館費	148,281	28	148,309				28	1.報酬	26	会計年度任用職員
3.コミュニティセンター費	68,017	△1,989	66,028				△1,989	3.職員手当等	2	期末手当(会計年度任用職員) 1 勤勉手当(会計年度任用職員) 1
								1.報酬	△1,009	会計年度任用職員
								3.職員手当等	△239	期末手当(会計年度任用職員) △139 勤勉手当(会計年度任用職員) △100
								4.共済費	△203	社会保険料負担金 △116 雇用保険料 △7 職員共済組合負担金(会計年度任用職員) △80
								7.報償費	△8	報償金 行事出演謝礼
								10.需用費	△16	消耗品費 △8 賄材料費 △8
								12.委託料	△234	自主事業委託
								13.使用料及び賃借料	△280	車借上料 △80 住宅借上料 △200
4.図書館資料館費	48,409	1,122	49,531				1,122	14.工事請負費	1,122	施設改修工事
5.文化財保護費	2,959	71	3,030			71		24.積立金	71	黒澤止幾基金
計	332,378	△768	331,610			71	△839			

(款) 9. 教育費

(項) 5. 保健体育費

3.学校給食センター費	160,310	8,970	169,280		7,000		1,970	10.需用費	1,193	消耗品費 賄材料費	115
								14.工事請負費			1,078
計	218,269	8,970	227,239		7,000		1,970				

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	308	267,123	644,534	586,279	1,497,936	256,994	1,754,930	
補正前	306	267,782	642,234	583,849	1,493,865	256,397	1,750,262	
比較	2	△659	2,300	2,430	4,071	597	4,668	

(単位 千円)

職員手当の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補正後	17,212	167,829	142,050	97,987	15,888	13,668	9,288	18,790	87,083	
	補正前	16,712	167,349	141,235	97,852	15,888	13,568	9,288	18,790	86,683	
	比較	500	480	815	135		100			400	
	区分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当	地域手当					
	補正後			349	2,107	14,028					
	補正前			349	2,107	14,028					
	比較										

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	160		644,534	546,985	1,191,519	204,020	1,395,539	
補正前	158		642,234	544,350	1,186,584	203,220	1,389,804	
比較	2		2,300	2,635	4,935	800	5,735	

(単位 千円)

職員手当の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補正後	17,212	145,123	125,462	97,987	15,888	13,668	9,288	18,790	87,083	
補正前	16,712	144,523	124,562	97,852	15,888	13,568	9,288	18,790	86,683		
比較	500	600	900	135			100			400	
区分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当	地域手当						
補正後			349	2,107	14,028						
補正前			349	2,107	14,028						
比較											

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	148	267,123		39,294	306,417	52,974	359,391	
補正前	148	267,782		39,499	307,281	53,177	360,458	
比較		△659		△205	△864	△203	△1,067	

(単位 千円)

職員手当の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補正後		22,706	16,588							
	補正前		22,826	16,673							
	比較		△120	△85							
	区分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当	地域手当					
	補正後										
	補正前										
	比較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）	説明	備考
給料	2,300	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	2,300	
職員手当	2,430	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	2,430	

令和7年度 城里町
一般会計補正予算（第4号）

予 算 の 概 要

(課局名 まちづくり戦略課)

(単位 千円)

通し番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
1	キャンプ場施設修繕事業	○	町キャンプ場において、更新を必要とする高圧ケーブル等について修繕工事を行う。	1,562	17	雑入 1,562
2	ホロルの湯脱衣室用ロッカー更新事業	○	ホロルの湯の脱衣室用ロッカーについて、改修工事の実施に併せて更新を行う。	8,727	17	

(課局名 税務課)

(単位 千円)

通し番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
3	賦課徴収事業(郵便料)		町税等の督促及び償却資産・総括表等の送付にあたって、件数等の増に伴い予算に不足が生じるため補正を行う。	954	13	
4	賦課徴収事業(過誤納還付金)		過誤納及び税額更正等に伴う還付決定について、過誤納還付金の予算に不足が生じるため補正を行う。	4,449	13	

(課局名 町民課)

(単位 千円)

通し番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
5	犯罪被害者等見舞金支給事業	○	生命に関わる犯罪被害を受けた者等の早期回復・軽減を図るために、見舞金を支給する。	400	13	遺族見舞金 300 重傷病見舞金 100

(課局名 国保年金課)

(単位 千円)

通し番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
6	医療福祉費(マル福)事業		児童・母子(父子)家庭・重度心身障害者・妊産婦等に対する医療費の助成(マル福)について、事業費の増加により予算に不足が生じるため補正を行う。	8,150	14	民生費県補助金 4,075
7	特例小児・児童医療費助成(マル特)事業		マル福対象外の児童と高校卒業までの児童・生徒に対する医療費の助成(マル特)について、事業費の増加により予算に不足が生じるため補正を行う。	2,902	14	
8	医療福祉費県補助金返還	○	交付額確定により、令和6年度分の医療福祉費県補助金の返還を行う。	1,424	14	
9	後期高齢者健診事業		受診者の人数増加により予算に不足が生じるため補正を行う。	786	15	雑入 727

(課局名 健康福祉課)

(単位 千円)

通し番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
10	障害福祉サービス事業 (自立支援給付費)		障害者が日常生活を営むため、必要な各種サービスの対価となる障害福祉サービス費について、利用者の増加に伴う給付費の増加により、予算に不足が生じるため補正を行う。	13,962	14	民生費国庫負担金 7,186 民生費県負担金 3,593
11	障害福祉サービス事業 (自立支援(障害児)給付費)		障害児が日常生活を営むため、必要な各種サービスの対価となる障害福祉サービス費について、利用者の増加に伴う給付費の増加により、予算に不足が生じるため補正を行う。	14,371	14	民生費国庫負担金 7,185 民生費県負担金 3,592
12	障害者福祉事業国庫負担金返還	○	交付額確定により、令和6年度分の返還を行う。 ・障害者医療費国庫負担金返還金 696,563円 ・障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 5,932,806円	6,630	14	
13	子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還	○	交付額確定により、令和6年度分の子ども・子育て支援交付金の返還を行う。	6,874	15	
14	施設型給付費国庫負担金返還	○	交付額確定により、令和6年度分の施設型給付費国庫負担金の返還を行う。	1,397	15	
15	施設型給付費県負担金返還	○	交付額確定により、令和6年度分の施設型給付費県負担金の返還を行う。	6,733	15	
16	新型コロナワイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還	○	交付額確定により、令和5年度分(令和6年度への繰越分)の新型コロナワイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の返還を行う。	2,053	15	
17	新型コロナワイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還	○	交付額確定により、令和5年度分(令和6年度への繰越分)新型コロナワイルスワクチン接種対策費国庫負担金の返還を行う。	577	15	

(課局名 農業政策課)

(単位 千円)

通し番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
18	農地集積協力金交付事業		農地中間管理機構を通じた農地の集積に協力する地域に対し協力金及び奨励金を交付する。	8,724	16	農林水産業費県補助金 8,724
19	農業用施設補修事業		令和7年9月5日台風等により被害を被った農業用施設について、補修工事を行う。	2,808	16	上入野地区他11か所

(課局名 都市建設課)

(単位 千円)

通し番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
20	町道1179号線道路維持事業		通行の利便性及び生活環境の充実を図るため、道路維持工事を行う。	3,520	17	那珂西地内
21	町道0202号線道路改良事業		通行の利便性及び生活環境の充実を図るため、道路改良工事を行う。	48,793	17	石塚地内 防災安全交付金 15,444

(課局名 教育委員会事務局)

(単位 千円)

通し番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
22	石塚小学校避雷針等修繕事業	○	落雷により設備が破損したため、避雷針及び消防設備の修繕を行う。	1,656	18	避雷針 1,628 消防設備 28
23	桂図書館天井部修繕事業		コウモリ侵入対策として桂図書館天井部の隙間埋め工事を行うにあたり、仮設足場の施工が必要となったことに伴い、予算に不足が生じるため補正を行う。	1,122	19	
24	学校給食センター管理運営事業 (学校給食賄材料費)		食材費(米飯)の価格高騰により、賄材料費に不足が生じるため補正を行う。	1,078	19	
25	学校給食センター施設照明LED化改修事業		城里町地球温暖化対策実行計画に基づき、施設内照明のLED化を行うことで、省エネ化及び温室効果ガスの削減を図る。	7,777	19	

議案第64号

令和7年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,758千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,073,942千円とする。
- 2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 財産収入		1,000	1,758	2,758
	1. 財産運用収入	1,000	1,758	2,758
歳入合計		2,072,184	1,758	2,073,942

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 保健事業費		33,086		33,086
	2. 特定健康診査等事業費	27,863		27,863
6. 基金積立金		2,898	196	3,094
	1. 基金積立金	2,898	196	3,094
8. 諸支出金		57,051	1,562	58,613
	3. 繼出金	54,416	1,562	55,978
歳出合計		2,072,184	1,758	2,073,942

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 財産収入	1,000	1,758	2,758
歳入合計	2,072,184	1,758	2,073,942

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
5. 保健事業費	33,086		33,086			1,562	△1,562	
6. 基本金積立金	2,898	196	3,094			196		
8. 諸支出金	57,051	1,562	58,613				1,562	
歳出合計	2,072,184	1,758	2,073,942			1,758		

2. 歳 入

(款) 5. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 利子及び配当金	1,000	1,758	2,758	1. 利子及び配当金	1,758	基金積立金利子
計	1,000	1,758	2,758			

3. 歳 出

(款) 5. 保健事業費

(項) 2. 特定健康診査等事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 特定健康診査等事業費	27,863		27,863			1,562	△1,562		財源内訳補正	
計	27,863		27,863			1,562	△1,562			

(款) 6. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

1. 基金積立金	2,898	196	3,094			196		24. 積立金	196	国民健康保険支払準備基金
計	2,898	196	3,094			196				

(款) 8. 諸支出金

(項) 3. 繰出金

1. 直営診療施設勘定繰出金	54,416	1,562	55,978				1,562	27. 繰出金	1,562	国民健康保険特別会計(施設勘定) 繰出金(事業勘定繰出分)
計	54,416	1,562	55,978				1,562			

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総 括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	8	2,310	27,415	20,569	50,294	8,489	58,783	
補 正 前	9	2,310	27,415	20,569	50,294	8,489	58,783	
比 較	△1							

(単位 千円)

職員手当の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	480	6,241	5,124	3,523		597	336		3,702	
	補 正 前	480	6,241	5,124	3,523		597	336		3,702	
	比 較										
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当	地域手当					
	補 正 後				8	558					
	補 正 前				8	558					
	比 較										

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	7		27,415	20,086	47,501	7,971	55,472	
補正前	8		27,415	20,086	47,501	7,971	55,472	
比較	△1							

(単位 千円)

職員手当の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補正後	480	5,961	4,921	3,523		597	336		3,702	
	補正前	480	5,961	4,921	3,523		597	336		3,702	
	比較										
	区分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当	地域手当					
	補正後				8	558					
	補正前				8	558					
	比較										

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1	2,310		483	2,793	518	3,311	
補正前	1	2,310		483	2,793	518	3,311	
比較								

(単位 千円)

職員手当の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補正後		280	203							
補正前			280	203							
比較											
区分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当	地域手当						
補正後											
補正前											
比較											

令和7年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第2号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,618千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247,507千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月 2日 提出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		112,232	6,618	118,850
	1. 外来収入	106,550	6,618	113,168
3. 繰入金		125,520		125,520
	1. 他会計繰入金	125,520		125,520
歳入合計		240,889	6,618	247,507

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		157,214	157	157,371
	1. 施設管理費	156,896	157	157,053
2. 医業費		53,133	6,461	59,594
	1. 医業費	53,133	6,461	59,594
歳出合計		240,889	6,618	247,507

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入	112,232	6,618	118,850
3. 繰入金	125,520		125,520
歳入合計	240,889	6,618	247,507

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 総務費	157,214	157	157,371				157	
2. 医業費	53,133	6,461	59,594				6,461	
歳出合計	240,889	6,618	247,507				6,618	

2. 歳 入

(款) 1. 診療収入

(項) 1. 外来収入

(単位 千円)

目	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 国民健康保険診療報酬 収 入	24,095	1,671	25,766	1. 現 年 度 分	1,671	国民健康保険診療報酬収入現年度分 (医科) 189 国民健康保険診療報酬収入現年度分 (歯科) 1,482
2. 社会保険診療報酬収 入	20,380	1,675	22,055	1. 現 年 度 分	1,675	社会保険診療報酬収入現年度分 (医科) 185 社会保険診療報酬収入現年度分 (歯科) 1,490
3. 後期高齢者医療診療報酬 収 入	41,529	1,971	43,500	1. 現 年 度 分	1,971	後期高齢者医療診療報酬収入現年度分 (医科) 189 後期高齢者医療診療報酬収入現年度分 (歯科) 1,782
5. 一部負担金 収 入	18,576	1,301	19,877	1. 医療給付分現年度分	1,301	医療給付分現年度分 (医科) 155 医療給付分現年度分 (歯科) 1,146
計	106,550	6,618	113,168			

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	71,104	△1,562	69,542	1. 一般会計繰入金	△1,562	一般会計繰入金
2. 国民健康保険事業特別会計繰入金	54,416	1,562	55,978	1. 国民健康保険事業特別会計繰入金	1,562	国民健康保険事業特別会計繰入金 (事業勘定繰入分)
計	125,520		125,520			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 施設管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 源	区 分		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1.一般管理費	156,896	157	157,053				157	13.使用料及び賃借料	157	診療支援システム使用料
計	156,896	157	157,053				157			

(款) 2. 医業費

(項) 1. 医業費

4.諸検査委託費	17,255	6,461	23,716				6,461	12.委託料	6,461	医科各種検査委託 歯科技工委託	561 5,900
計	53,133	6,461	59,594				6,461				

令和7年度 城里町
国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

予 算 の 概 要

(単位 千円)

番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
1	医療各種検査委託事業		血液検査の増により、委託費用が不足する見込みのため、増額し安定した診療を図る。	500	13	七会診療所(内科)
2	歯科技工委託事業		金属(12%金パラジウム)の高騰により、歯科技工委託費用が不足見込みのため、増額し安定した診療を図る。	5,900	13	七会診療所(歯科)1,900 沢山診療所4,000

議案第65号

令和7年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,012千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ313,281千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		81,421	4,012	85,433
	1. 他会計繰入金	81,421	4,012	85,433
歳入合計		309,269	4,012	313,281

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金		4,976	4,012	8,988
	1. 償還金及び還付加算金	531	4,012	4,543
歳出合計		309,269	4,012	313,281

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入	81,421	4,012	85,433
歳入合計	309,269	4,012	313,281

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
3. 諸支出金	4,976	4,012	8,988				4,012	
歳出合計	309,269	4,012	313,281				4,012	

2. 歳 入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	81,421	4,012	85,433	2. 事務費繰入金	4,012	事務費繰入金
計	81,421	4,012	85,433			

3. 歳 出

(款) 3. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保険料還付金	500	4,012	4,512				4,012	22. 償還金、利子及び割引料	4,012 保険料還付金	
計	531	4,012	4,543				4,012			

令和7年度 城里町

後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

予 算 の 概 要

(単位 千円)

番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
1	後期高齢者医療特別会計事業		令和6年度後期高齢者医療保険料負担金が確定したため、精算するものです。	4,012	4	

議案第66号

令和7年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度城里町の介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,563,910千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年12月 2日 提出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		599,210	625	599,835
	1. 国庫負担金	420,155	415	420,570
	2. 国庫補助金	179,055	210	179,265
4. 支払基金交付金		647,837	631	648,468
	1. 支払基金交付金	647,837	631	648,468
5. 県支出金		360,933	345	361,278
	1. 県負担金	349,143	345	349,488
6. 財産収入		137	119	256
	1. 財産運用収入	137	119	256
7. 繰入金		390,212	859	391,071
	1. 他会計繰入金	388,226	356	388,582
	2. 基金繰入金	467	503	970
歳入合計		2,561,331	2,579	2,563,910

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		57,016	121	57,137
	1. 総務管理費	43,800	121	43,921
2. 保険給付費		2,367,070	2,339	2,369,409
	1. 介護サービス等諸費	2,138,309		2,138,309
	2. 介護予防サービス等諸費	60,485	2,255	62,740
	5. 特定入所者介護サービス等費	107,472	84	107,556
5. 基金積立金		11,911	119	12,030
	1. 基金積立金	11,911	119	12,030
歳出合計		2,561,331	2,579	2,563,910

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護事業所台帳管理システム使用料	令和7年度より令和8年度まで	400
軽費型通所介護事業委託業務	令和7年度より令和8年度まで	2,700
一般介護予防事業委託業務	令和7年度より令和8年度まで	6,900
地域包括支援センターシステム機器使用料	令和7年度より令和13年度まで	7,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	599,210	625	599,835
4. 支払基金交付金	647,837	631	648,468
5. 県支出金	360,933	345	361,278
6. 財産収入	137	119	256
7. 繼入	390,212	859	391,071
歳入合計	2,561,331	2,579	2,563,910

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 総務費	57,016	121	57,137	60			61	
2. 保険給付費	2,367,070	2,339	2,369,409	910		1,429		
5. 基金積立金	11,911	119	12,030			119		
歳出合計	2,561,331	2,579	2,563,910	970		1,548	61	

2. 歳 入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位 千円)

目	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 介護給付費負担金	420,155	415	420,570	1. 現 年 度 分	415	介護給付費国庫負担金
計	420,155	415	420,570			

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 調 整 交 付 金	154,294	150	154,444	1. 現 年 度 分	150	介護給付費調整交付金
7. 介護保険事業費補助金		60	60	1. 介護保険事業費補助金	60	介護保険事業費補助金
計	179,055	210	179,265			

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

1. 介護給付費交付金	639,109	631	639,740	1. 現 年 度 分	631	介護給付費支払基金交付金
計	647,837	631	648,468			

(款) 5. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 介護給付費負担金	349,143	345	349,488	1. 現 年 度 分	345	介護給付費県負担金
計	349,143	345	349,488			

(款) 6. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

1. 利 子 及 び 配 当 金	137	119	256	1. 利 子 及 び 配 当 金	119	介護給付費準備基金利子
計	137	119	256			

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

1. 介護給付費繰入金	295,884	295	296,179	1. 現 年 度 分	295	介護給付費一般会計繰入金
2. その他一般会計繰入金	57,016	61	57,077	2. 事 務 費 繰 入 金	61	事務費繰入金
計	388,226	356	388,582			

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 介護給付費準備基金 繰 入 金	467	503	970	1. 介護給付費準備基 金 繰 入 金	503	介護給付費準備基金繰入金
計	467	503	970			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1.一般管理費	43,800	121	43,921	60			61	12. 委託料	121	事務処理システム改修委託
計	43,800	121	43,921	60			61			

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 介護サービス等諸費

1.居宅介護サービス給付費	760,956		760,956	253		762	△1,015			財源内訳補正
計	2,138,309		2,138,309	253		762	△1,015			

(款) 2. 保険給付費

(項) 2. 介護予防サービス等諸費

2.地域密着型介護予防サービス給付費	1,056	744	1,800	290		295	159	18. 負担金、補助及び交付金	744	負担金 地域密着型介護予防サービス給付費
3.介護予防福祉用具購入費	552	572	1,124				572	18. 負担金、補助及び交付金	572	負担金 介護予防福祉用具購入費
4.介護予防住宅改修費	1,200	939	2,139	367		372	200	18. 負担金、補助及び交付金	939	負担金 介護予防住宅改修費
計	60,485	2,255	62,740	657		667	931			

(款) 2. 保険給付費

(項) 5. 特定入所者介護サービス等費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2. 特定入所者介護予防サービス費	120	84	204				84	18. 負担金、補助及び交付金	84	負担金 特定入所者介護予防サービス費
計	107,472	84	107,556				84			

(款) 5. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

1. 介護給付費準備基金積立金	11,911	119	12,030			119		24. 積立金	119	介護給付費準備基金
計	11,911	119	12,030			119				

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総 括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
		報 酉	給 料	職員手当	計			
補 正 後	11	6,908	35,180	26,991	69,079	10,757	79,836	
補 正 前	12	6,908	35,180	26,991	69,079	10,757	79,836	
比 較	△1							

(単位 千円)

職員手当の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	200	8,908	7,463	3,395	300	767	400		4,811	
	補 正 前	200	8,908	7,463	3,395	300	767	400		4,811	
	比 較										
	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当	地域手当					
	補 正 後				16	731					
	補 正 前				16	731					
	比 較										

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	8		35,180	25,545	60,725	10,757	71,482	
補正前	9		35,180	25,545	60,725	10,757	71,482	
比較	△1							

(単位 千円)

職員手当の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補正後	200	8,070	6,855	3,395	300	767	400		4,811	
補正前	200	8,070	6,855	3,395	300	767	400		4,811		
比較											
区分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当	地域手当						
補正後				16	731						
補正前				16	731						
比較											

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

(単位 千円)

職員手当の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補正後		838	608							
	補正前		838	608							
	比較										
	区分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当	地域手当					
	補正後										
	補正前										
	比較										

令和7年度 城里町
介護保険会計補正予算（第2号）

予 算 の 概 要

(単位 千円)

番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
1	介護サービス費給付事業		要介護認定者等が日常生活を営むため、必要な各種サービスの対価となる介護サービス費について、利用者の増加に伴う給付費の増加により、予算に不足が生じるため補正を行う。	2,339		介護給付費 国庫負担金 415 調整交付金 150 支払基金交付金 631 県負担金 345

議案第 67 号

令和 7 年度城里町水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度城里町水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正是、次のとおりとする。

（追 加）

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
浄水場水道水処理薬品購入経費	令和 7 年度から令和 8 年度まで	9,000

令和 7 年 12 月 2 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 7 年 月 日

令和 7 年度城里町水道事業会計補正予算（第 1 号）に関する説明書

1. 債務負担行為に関する調書	3
-----------------	-------	---

1. 債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期間	金額	期間	金額	
浄水場水道水処理薬品購入経費	9,000			令和7年度から 令和8年度まで	9,000	水道事業収益

議案第68号

令和7年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度城里町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

取入	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	下水道事業収益	1,052,609 千円	31,249 千円	1,083,858 千円
第1項	営業収益	215,879 千円	29,500 千円	245,379 千円
第2項	営業外収益	836,640 千円	1,749 千円	838,389 千円
支出	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	下水道事業費用	1,052,609 千円	31,249 千円	1,083,858 千円
第1項	営業費用	947,372 千円	31,249 千円	978,621 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 令和7年度下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

取入	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	資本的収入	443,999 千円	3,640 千円	447,639 千円
第5項	出資金	261,346 千円	3,640 千円	264,986 千円
支出	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	資本的支出	737,161 千円	3,640 千円	740,801 千円
第1項	建設改良費	230,792 千円	3,640 千円	234,432 千円

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の補正は、次のとおりとする。

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
かつら水処理センター水質検査委託業務	令和 7 年度から令和 8 年度まで	3,000

令和 7 年 1 2 月 2 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 7 年 1 2 月 日

令和7年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

1.	令和7年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画	4
2.	令和7年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書	5
3.	債務負担行為に関する調書	7

1. 令和7年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

(収益的収入)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			1,052,609	31,249	1,083,858	
	1 営業収益		215,879	29,500	245,379	
		2 受託事業収益	34,000	29,500	63,500	
	2 営業外収益		836,640	1,749	838,389	
		2 他会計補助金	488,776	1,749	490,525	

(収益的支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			1,052,609	31,249	1,083,858	
	1 営業費用		947,372	31,249	978,621	
		3 受託事業費	34,000	29,500	63,500	
		4 総係費	118,794	1,749	120,543	

資本的収入及び支出

(資本的収入)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			443,999	3,640	447,639	
	5 出資金		261,346	3,640	264,986	
		1 一般会計出資金	261,346	3,640	264,986	

(資本的支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			737,161	3,640	740,801	
	1 建設改良費		230,792	3,640	234,432	
		3 管渠改良事業費	26,149	2,948	29,097	
		4 処理場改良事業費	1,771	692	2,463	

2. 令和7年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書

収益的収入及び支出

(収益的収入)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区分	金額	
1 下水道事業収益		1,052,609	31,249	1,083,858			
1 営業収益		215,879	29,500	245,379			
	2 受託事業収益	34,000	29,500	63,500			
					1 受託工事収益	29,500	茨城県受託工事負担金
2 営業外収益		836,640	1,749	838,389			
	2 他会計補助金	488,776	1,749	490,525			
					1 一般会計補助金	1,749	一般会計補助金

(収益的支出)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区分	金額	
1 下水道事業費用		1,052,609	31,249	1,083,858			
1 営業費用		947,372	31,249	978,621			
	3 受託事業費	34,000	29,500	63,500			
					27 工事請負費	29,500	茨城県受託工事
	4 総係費	118,794	1,749	120,543			
					23 委託料	1,749	公共下水道への統合に伴うシステム改修業務委託

資本的収入及び支出

(資本的収入)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区分	金額	
1 資本的収入		443,999	3,640	447,639			
5 出資金		261,346	3,640	264,986			
	1 一般会計出資金	261,346	3,640	264,986	1 一般会計出資金	3,640	一般会計出資金

(資本的支出)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区分	金額	
1 資本的支出		737,161	3,640	740,801			
1 建設改良費		230,792	3,640	234,432			
	3 管渠改良事業費	26,149	2,948	29,097	27 工事請負費	2,948	流域地区マンホールポンプ交換工事
	4 処理場改良事業費	1,771	692	2,463	27 工事請負費	692	かつら水処理センター給水ユニット交換工事

3. 債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期間	金額	期間	金額	
かつら水処理センター水質検査委託業務	3,000			令和7年度から 令和8年度まで	3,000	下水道事業収益

令和7年度 城里町
下水道事業会計補正予算（第1号）
予 算 の 概 要

(単位 千円)

番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
1	県受託事業		国道123号線バイパス整備に伴う管渠及びマンホールポンプの移設工事費に不足が生じるため補正を行う。	29,500	5	受託事業収益 29,500
2	公共下水道への統合に伴うシステム改修事業	○	令和8年4月1日に上入野地区農業集落排水処理施設を廃止し公共下水道に統合することに伴い、料金システム及び受益者負担金システムの改修を行う。	1,749	5	
3	下水道施設更新事業(管渠)		老朽化等により故障したマンホールポンプの更新工事を行う。	2,948	6	
4	下水道施設更新事業(処理場)		老朽化等により、かつら水処理センターの給水ユニットポンプが故障したため更新工事を行う。	692	6	

議案第 69 号

城里町監査委員の選任につき同意を求めるについて

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

選出区分	住 所	氏 名	生年月日
識 見	城里町大字阿波山 1020 番地の 1	五十嵐 由美子	昭和 30 年 4 月 2 日

任期 令和 8 年 3 月 24 日から 4 年間

令和 7 年 12 月 2 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 7 年 月 日

議案第 70 号

城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めるについて

下記の者を城里町政治倫理審査会委員として選任したいので、城里町政治倫理条例第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
つくば市二の宮三丁目 13 番地 2	まつ 松 村 孝	昭和 53 年 8 月 18 日

任期 令和 7 年 1 月 20 日から 2 年間

令和 7 年 1 月 3 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 7 年 月 日

議案第 71 号

城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めるについて

下記の者を城里町政治倫理審査会委員として選任したいので、城里町政治倫理条例第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
城里町大字小勝 1151 番地	うらべとくや ト 部 徳 也	昭和 24 年 6 月 16 日

任期 令和 7 年 1 月 20 日から 2 年間

令和 7 年 1 月 3 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 7 年 月 日

議案第72号

城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めるについて

下記の者を城里町政治倫理審査会委員として選任したいので、城里町政治倫理条例第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
城里町大字石塚2264番地の1	田 上 がみ つとむ 勤	昭和25年7月31日

任期 令和7年12月20日から2年間

令和7年12月 3日 提出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

議案第73号

城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めるについて

下記の者を城里町政治倫理審査会委員として選任したいので、城里町政治倫理条例第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
城里町大字阿波山1076番地の7	こう ぼり よし み 高 堀 義 美	昭和34年2月1日

任期 令和7年12月20日から2年間

令和7年12月 3日 提出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

議案第74号

城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めるについて

下記の者を城里町政治倫理審査会委員として選任したいので、城里町政治倫理条例第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
城里町大字石塚1683番地の1	岡 崎 一 美 おか ざき かず み	昭和27年10月13日

任期 令和7年12月20日から2年間

令和7年12月 3日 提出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

議案第 75 号

城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めるについて

下記の者を城里町政治倫理審査会委員として選任したいので、城里町政治倫理条例第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
城里町大字高久 647番地の1	こい ぶち かず み 鯉 渕 和 己	昭和35年8月8日

任期 令和7年12月20日から2年間

令和7年12月 3日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

議案第 76 号

城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生年月日
城里町大字石塚 808 番地の 47	山口 麻衣子	昭和 56 年 4 月 15 日

任期 議会の同意日から令和 8 年 4 月 22 日まで

令和 7 年 1 月 2 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 7 年 月 日